

戸塚区連合町内会自治会連絡会2月定例会 議 題 説 明 書

地域振興課

議題名： 令和2年度 戸塚区環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進功労者の推薦について(依頼)

【内容】

戸塚区では、ごみの減量化や資源化、清潔できれいな街づくりを進めており、例年、リサイクル活動や分別指導など「ヨコハマ3R夢」の推進や街の美化活動において特に尽力されている個人又は団体を表彰させていただいております。

つきましては、令和2年度も戸塚区環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進功労者の表彰を実施しますので地区連合町内会からご推薦をいただきますようお願いいたします。

なお、平成30年2月の要綱改正により、過去表彰を受けたことのある個人又は団体であっても、それ以降5年以上活動を続けていれば推薦の対象となり、感謝状をお渡しすることができるようになりました。

【例年あげている議題か？】

例年お願いしているものです。
昨年度も2月区連会でお願ひしました。

【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】

該当者がいる場合は、3月18日(水)までに推薦書(様式1、様式2)と推進活動実績報告書(様式3)に必要事項をご記入のうえ、地域振興課までご提出ください。

【その他、注意することなど】

推薦書は個人情報に記載されますので、取り扱いには十分ご注意ください。
推薦書をご提出いただいた時点では表彰が決定したわけではありませんので、慎重な取り扱いをお願いします。

問合せ先

担当部署 地域振興課

担当者名 富田・鈴木

TEL. 866-8411 FAX. 864-1933

戸地振第 1060 号
令和 2 年 2 月 18 日

地区連合町内会長 様

戸塚区長 吉泉 英紀

令和 2 年度 戸塚区環境行動賞「ヨコハマ 3 R 夢」推進功労者の
推薦について（依頼）

立春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、ごみの減量化・資源化、街の美化活動の推進に多大なご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

戸塚区では、ごみの減量化や資源化、清潔できれいな街づくりを進めており、例年、
リサイクル活動や分別指導など「ヨコハマ 3 R 夢」の推進や街の美化活動において特
に尽力されている個人又は団体を表彰させていただいております。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、別紙推薦書により候補者（個人・団体）
をご推薦くださいますようお願いいたします。

なお、参考として、過去の被表彰者名簿を添付いたします。

1 推薦基準

別添要綱のとおり

2 推薦対象者

個人 1 名、団体 1 組

3 提出書類

- (1) 推薦書（個人：様式 1、団体：様式 2）
- (2) 推進活動実績報告書（様式 3）

4 提出期限

令和 2 年 3 月 18 日（水）

5 提出先

戸塚区地域振興課資源化推進担当
担当：富田・鈴木
電話：866-8411

<表彰式日程>

日時：令和 2 年 6 月 5 日（金）

会場：戸塚区役所 8 階大会議室

(様式1)

(個人用)

推薦書

令和 年 月 日

(推薦先)
戸 塚 区 長

地区連合町内会名
代表者名

次の者を戸塚区環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進功労者として推薦します。

ふりがな		
氏 名		
住 所	横浜市戸塚区	
電 話	—	
表 彰 基 準	“清潔できれいな街づくり”推進者	ヨコハマ3R夢行動推進者
功 労 区 分	1 清掃活動 2 広報活動 3 緑化活動 4 寄付等	1 分別指導 2 リサイクル活動 3 啓発活動
推 薦 理 由		

推 薦 書

令和 年 月 日

(推薦先)
戸 塚 区 長

地区連合町内会名
代 表 者 名

次の団体を戸塚区環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進功労団体として推薦します。

ふりがな				
団体名				
所在地		横浜市戸塚区		
代表者	氏名		電話	—
	住所	横浜市戸塚区		
構成人員		人		
表彰基準		“清潔できれいな街づくり”推進団体	ヨコハマ3R夢行動推進団体	
功労区分		1 清掃活動 2 広報活動 3 緑化活動 4 寄付等	1 分別指導 2 リサイクル活動 3 啓発活動	
推薦理由				

(様式3)

推進活動実績報告書

活動期間	年 月頃から	活動頻度	
活動場所			
活動内容 具体的に 御記入願 います。			
そ の 他			

戸塚区環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進功労者 区長表彰要綱

制 定 平成9年5月9日

最近改正 平成30年2月2日 戸地振第983号（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、環境行政の一層の発展と地域活動を促進することを目的として、戸塚区内において様々な環境行動により「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人又は団体を表彰するために必要な事項を定めるものとする。

（表彰該当者等）

第2条 次の各号のいずれかに該当し、その業績又は貢献が特に顕著で、他の模範となる個人又は団体に対し、区長表彰を行う。ただし、本項で定める表彰、“ヨコハマさわやか運動”戸塚区本部長表彰、「戸塚区きれいな街づくり」区長表彰又は戸塚区環境行動賞「ヨコハマはG30」推進功労者区長表彰のいずれかを過去に受けたことがあるものについては、対象外とする。

- (1) 地域でのリサイクル活動、分別指導、啓発活動など、「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人又は団体
- (2) 地域での清掃活動等に尽力するなど、清潔できれいなまちづくりの推進に功労のあった個人又は団体
- (3) 事業系廃棄物の減量化・資源化など、「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった事業者
- (4) その他戸塚区長が特別に認めた個人又は団体

2 前項に規定する表彰を受けた後、表彰対象となった活動を5年以上継続した個人又は団体に対し、感謝状を授与することができる。

3 過去に次の各号に該当する表彰を受けたことがある個人又は団体についても、前項の規定を準用する。

- (1) “ヨコハマさわやか運動”戸塚区本部長表彰
- (2) 「戸塚区きれいな街づくり」区長表彰
- (3) 戸塚区環境行動賞「ヨコハマはG30」推進功労者区長表彰

（被表彰者の推薦及び決定）

第3条 被表彰者の推薦は、戸塚区地区連合町内会長及び戸塚区長が必要と認める者が行う。

2 推薦は、推薦書（様式1又は2）に活動報告書（様式3）を添付し行う。

3 被表彰者は、推薦された候補者の中から戸塚区長が決定する。

（時期）

第4条 表彰は、原則として毎年1回行う。

（その他）

第5条 表彰にかかる事務局は、戸塚区資源化推進担当とする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途戸塚区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 1 1 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 3 0 年 2 月 2 日から施行する。